

## 平成27年度第1回平塚市国民健康保険運営協議会会議録

日時 平成27年(2015年)7月2日(木)

午後2時15分～午後2時55分

場所 平塚市役所本館7階 710会議室

- 1 出席者 永田会長、縣委員、尾崎委員、小梶委員、堀之内委員、久保田委員、松井委員、増井委員、中村委員、松本委員、綾部委員、  
以上委員11名  
(欠席者：小薄委員、南出委員、以上2名)

事務局：高橋健康・こども部長、古矢保険年金課長、浦田課長代理、  
吉川課長代理、塩谷主査、小田島主事

- 2 傍聴者 なし

### 3 開 会

前会長及び職務代理者が辞任したため、公益を代表する委員のうち、年長の委員である松本委員が会長選出までの進行役で、出席委員数が平塚市国民健康保険運営協議会規則第5条の規定による定足数に達していることを確認したうえ、平成27年度第1回平塚市国民健康保険運営協議会の開会を宣言した。

### 4 会長の選任(議題(1))

平塚市国民健康保険運営協議会規則第3条第1項の規定により、会長は公益を代表する委員のうちから、選出されることになっており、永田委員が全委員の承認があつて会長に選任された。

(ここからは永田会長が会長席に移つて、会議を進行した。)

### 5 会長職務代理者の選任(議題(2))

永田会長は、公益を代表する委員の松本委員を会長職務代理者に指名し、全委員一致で了承された。

### 6 その他の審議等(議題(3)、(4)、(5))

会 長 : 次に、議題(3)「平成27年度平塚市国民健康保険事業特別会計当初予算について」を、議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 : それでは、本日差し替えさせていただいた資料1を御覧ください。

1 ページ目が歳入、2 ページ目が歳出となっています。また、3 ページ目と4 ページ目は歳入と歳出の当初予算総括表で、参考資料としてさせていただきましたが、本日はこちらでも確認していただきながら、説明させていただきます。

平成27年度平塚市国民健康保険事業特別会計当初予算につきましては、今年1月29日に開催した平成26年度第4回運営協議会において、「平成27年度平塚市国民健康保険事業運営基本方針（案）」の中で説明させていただいた内容で、3月議会で議決を得られております。従いまして本日は、配付させていただいた資料の見方の説明と、前年度から予算科目が増えているところの説明、前年度と予算額等がある程度増減しているところについてだけ説明させていただきます。

まず、3ページの歳入と4ページの歳出の総括表を御覧ください。この表を見ていただきますと、各ページの左の欄外に振られています数字は、各科目の最大の分類となる款となっております。

予算科目につきましては、平成27年度は26年度当初予算の科目より歳入、歳出で3つ増えています。

1つは、3ページ歳入の3款「国庫支出金」の下のところに、少し右にずれて「国庫負担金」と「国庫補助金」があります。このうち、「国庫補助金」のところに平成27年度は「事務費補助金」として1,006万6千円が計上されています。これは、社会保障・税番号制度導入に伴う本市国民健康保険システム改修経費に対していただける見込みの補助金を計上したものです。

なお、国民健康保険システム改修経費につきましては、4ページ歳出の1款「総務費」の「徴税费」で、「OA機器関係委託料」として計上しています。

2つ目は、3ページ歳入の11款「諸収入」の一番下の科目であります「老人保健拠出金還付金」になりますが、1ページめくっていただき、4ページ歳出の5款を御覧ください。「老人保健拠出金」のうち、「老人保健医療費拠出金」について、平成25年度、26年度と還付がありましたので、27年度も還付が生じることを想定して、科目設定のため5千円計上しています。

「老人保健医療費拠出金」につきましては、老人保健医療制度が平成20年3月で廃止されたため、それまで同制度の対象だった者への医療費分の精算に要する費用になります。

3つ目は、4ページ歳出の8款「保健事業費」の下のところに、少し右にずれて「保健事業費」と「特定健康診査等事業費」があります。このうち、「保険事業費」のところに27年度は「病院事業費」として1,970万円が計上されています。この科目の設定について説明しますと、1ページ戻っていただき、3ページ歳入の3款「国庫支出金」の「国庫補助金」「財政調整交付金」のうち、国保の直営診療施設である市民病院に対して交付される特別調整交付金については、調整交付金が国民健康保険事業への補助であるとの考えから、国保特会で受けた後に、病院事業会計へ支出するため、当該科目を設けました。

それでは次に、前年度と予算額等がある程度増減しているところなどについて説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。

歳入の1款「国民健康保険税」ですが、27年度は63億5,356万2千円で、前年度に対し額で1億3,734万3千円、率で2.1%の減となっています。

27年度は被保険者数の推計で、一般被保険者、退職被保険者等及び介護保険第2号被保険者はすべて減少しております。

被保険者全体の人数は減少しておりますので、被保険者数でかかる均等割額の応益割は減少します。また、退職被保険者等の人数の減少が大きいことなどもあって、所得割額の基礎となる課税標準額の総額は減少して、保険税収入は減少すると見込んでいます。

4款「療養給付費等交付金」は、退職者医療制度による社会保険診療報酬支払基金からの交付金です。

歳出の退職被保険者等に係る療養給付費、後期高齢者支援金等見込相当額などの合計額から、退職被保険者等が納める保険税等の収入合計額を差し引いた11億3,397万2千円を計上しています。前年度に対し額で4億1,152万5千円、率で26.6%の減となっています。

「療養給付費等交付金」が大きく減額するとした要因は、退職者医療制度が平成27年3月で廃止され、27年度以降は新たに当該制度の対象となる方はいなくなり、既に当該制度の対象となっている方は65歳になるまでとなりました。このため、退職被保険者等の人数が大きく減少し、退職被保険者等の療養給付費、療養費、高額療養費が減になったことによるものです。

それでは、4ページの参考資料、歳出の当初予算総括表を御覧ください。左の欄外に振られた2款・保険給付費の黄色いマーカーで印を付けた「退職被保険者等療養給付費」、「退職被保険者等療養費」、「退職被保険者等高額療養費」の前年度との比較を見てください。退職被保険者等に係る療養給付費は3億3,056万9千円、療養費は511万2千円、高額療養費は5,717万6千円減少すると見込んでおります。

1ページに戻りまして、5款「前期高齢者交付金」は、65歳から74歳までの前期高齢者を多く抱える保険者に対する交付金で、81億85万8千円を見込んでいます。前年度に対し額で1億6,797万7千円、率で2.1%の増となっています。

26年度は、前期高齢者数の推計で、1,523人増になることや、21年度から26年度までの実績などを勘案して計上しました。

7款「共同事業交付金」の71億9,396万9千円は、高額医療費共同事業に係る交付金と保険財政共同安定化事業に係る交付金です。前年度に対し額で41億1,813万2千円、率で133.9%の増となっています。

ここで、2ページ歳出の7款「共同事業拠出金」を御覧ください。「共同事業拠出金」には、年金受給者一覧表作成に係る拠出金の2万円も含まれていますが、本市では、例年当該事業に要する拠出金よりも交付金としていただける額のほうが若干多いことから、予算上歳入の交付金と歳出の拠出金は同額を計上しています。

27年度に41億円以上増額となつたことの要因は、神奈川県国民健康保険団体連合会が実施主体として行われる保険財政共同安定事業が、27年度から事業対象を一般被保険者のすべての医療費に拡大することとなつたためです。26年度までは1件30万円を超える一般被保険者の医療費のうち、8万円を超え80万円未満部分が対象でした。

この保険財政共同安定事業は、都道府県内の市町村国保の医療費について、市町村国保の拠出により負担を共有し、毎年の医療費の変動による財政への影響の緩和と、医療費の差による保険税の相違の緩和を図るための事業です。

また、高額医療費共同事業は、神奈川県国民健康保険団体連合会が実施主体として行われる高額な医療費に対する再保険事業で、具体的には1件当たり80万円を超える一般被保険者の医療費に係る給付費の一定部分を連合会から各被保険者に交付金として交付し、当該被保険者の財政負担の緩和を図るものです。

続きまして、そのまま2ページを御覧ください。

歳出の1款「総務費」は3億9,204万3千円で、前年度に対し額で4,663万2千円、率で13.5%の増となっています。

4ページの参考資料、歳出の当初予算総括表を御覧ください。1款「総務費」にあります「総務管理費」につきましては、「一般管理費」で27年度から国保システム保守費用が情報政策課から移管され、OA機器委託料、OA機器賃借料などを保険年金課で支出するようになりましたので、増額しております。また、「徴税費」では、先ほども説明しましたが、社会保障・税番号制度導入に伴う本市国民健康保険システム改修経費として「OA機器関係委託料」を計上したことと、27年度は2年ごとの被保険者証の一斉更新の年のため、このことに係る委託料などを計上していますので前年度より増となりました。

ページはそのまま、その下にあります2款「保険給付費」を御覧ください。

27年度は200億7,284万8千円になります。

「保険給付費」を減で計上しましたことにつきましては、赤いマーカーで印を付けた一般被保険者分の療養給付費、高額療養費は、被保険者数は減少するものの、1人当たり被保険者負担額は増加すると見込み、増で計上しています。一方、先ほども説明しました黄色いマーカーで印を付けた退職被保険者等分の療養給付費、療養費、高額療養費は、対象となる元の人数が少ないことから、退職被保険者等の人数の減少が大きく影響すると見込み、減で計上しています。また、出産育児一時金も、24年度、25年度の実績と26年9月までの実績から26年度の推計件数を見込み、これを基に27年度を推計したところ、出生件数はかなり減少するとして、減で計上しています。

この結果、保険給付費全体では、前年度に対し額で1億5,639万3千円、率

で0.8%の減となっています。

2ページに戻りまして、6款「介護納付金」は、1人当たりの介護納付金は増加するものの、介護保険第2号被保険者の人数が大きく減少すると見込み、15億8,136万4千円を計上しています。前年度に対し額で7,387万3千円、率で4.5%の減となっています。

前年度に対して、比較的予算額の増減の大きなところなどについて説明させていただきました。

以上、平成27年度国民健康保険事業特別会計の予算規模は、前年度に対し、額で39億8,800万円、率で13.3%増の338億8,100万円となっています。

以上で説明を終わらせていただきます。

会 長 : 事務局から説明がありましたが、御質問、御意見などは、ございませんか。

委 員 : 今、事務局の方は予算額の増減の多いところということで説明がありましたが、繰入金とは昨年度とほぼ同額になっています。繰入金というのは一般会計から特別会計に繰り入れるというものですが、これからの予算の執行の状況で決算は変わってくる可能性はあると思います。ただ、当初予算をみますと、財政的に国保特別会計が安定してきつつあるのかなという印象を受けるのですが、それについて事務局はどのようなお考えですか。

事務局 : 皆様にお配りしている資料の3ページになります。こちらの9款の繰入金のところを見ていただきたいと思います。繰入金と言いましても、法定繰入金と法定外繰入金があるのですが、上から見てきますと、保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、出産育児一時金等繰入金、国保財政安定化支援事業繰入金。こちらにつきましては、義務的経費である法定繰入金となっております。その下にあります、その他一般会計繰入金、こちらはいわゆる財政援助費ということで、法定外の繰入金になっています。今言いました、保険基盤安定繰入金から国保財政安定化支援事業繰入金までの法定繰入金につきましては、27年度の法定繰入金は、15億853万円になっています。26年度は14億5,759万3千円でしたので、法定繰入金は約5,090万円ほど上がっています。一方、法定外の繰入金、その他一般会計繰入金ですが、27年度は18億9,427万2千円、26年度は19億4,493万5千円で、5,066万3千円減になっています。こうしてみると、法定繰入金は増えているが、法定外の繰入金、財政援助費が減っているとなりますと、安定しているというより、この予算だけ見ると国保財政が良くなっているように見ることができると思います。4ページ目のところで、保険給付費の話をしていただきましたが、保険給付費は当初予算338億の約60%を占めており、医療費の保険者負担分というものになるのですが、被保険者数がかなり減るということで、26

年度と比べて、1億5,639万3千円減ということで、計上しています。一方、歳入の方を見ていただきますと、国民健康保険税、こちらも被保険者数の減少と前期高齢者の年齢の高い方が増えていることによって、予算上は1億3,734万3千円減で計上しているという状況です。実際は平成27年度当初予算を算定するに当たりまして、歳出として抑えられるところはできるだけ抑えて、歳入として頂ける前期高齢者交付金とか、国庫支出金、県支出金などはできるだけ多く見込みましたので、各科目はあまり余裕のない予算になっているという状況です。決して国保財政が安定してきたということではありません。

以上になります。

会 長 : 他にはよろしいですか。

《特に委員からの質問等なし》

他に御意見等もないようですので、議題(3)「平成27年度平塚市国民健康保険事業特別会計当初予算について」は、終わらせていただきます。

続きまして、議題(4)「平塚市国民健康保険税条例の一部改正について(報告)」を、議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 : それでは、事前に送付させていただいております資料2の1ページを御覧になりながらお聞きください。

それでは、まず前回平成27年1月29日の平成26年度第4回の運営協議会で説明させていただいた低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しについて、平塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例が、改正の根拠となります。地方税法施行令の改正政令の公布に合わせ、3月31日公布、4月1日から施行されましたことを報告させていただきます。

このことにつきましては、前回の運営協議会から少し時間が経っておりますので、もう一度、1の「改正の要旨」から説明させていただきます。

国民健康保険税は応益分保険税について、世帯の所得が一定以下の場合には、7割、5割、2割を軽減しております。

今回の改正は、5割軽減と2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準の引き上げを行うものです。

まず、「(1)5割軽減基準額」ですが、所得基準額の算定式について、改正前と改正後に分けて載せております。太字の部分が改正箇所、「24万5千円」が

「26万円」となります。世帯の被保険者等の人数1人につき、1万5千円が引き上げられることとなります。

次に、「(2) 2割軽減基準額」ですが、所得基準額の算定式の太字の部分、「45万円」が「47万円」となります。世帯の被保険者等の人数1人につき、2万円が引き上げられることとなります。

続きまして、2の「改正の理由」を御覧ください。

平成27年度税制改正では、平成26年度の経済動向を踏まえて、国民健康保険税の軽減判定所得の基準額が見直され、軽減対象からはずれてしまうことができるだけないよう、5割軽減と2割軽減の軽減判定所得の基準額が引き上げられることとなりました。

この改正で影響を受ける世帯は、2割軽減から5割軽減になる世帯は265世帯ほど、新たに2割軽減となる世帯は430世帯ほどとみております。また、このことによって、平成27年度の国民健康保険税収入は1,500万円ほど減額すると見込みました。しかし、この減額した軽減分につきましては、国、県からの負担金等による財政支援によりほぼカバーできると考えております。

この国民健康保険税の軽減判定所得の基準につきましては、地方税法で政令の定める基準に従い、市町村の条例で定めることとなっています。したがって、地方税法施行令の一部改正があった場合には、これに合わせて本市国民健康保険税条例を改正する必要があります。

しかしながら、当該施行令の改正政令の公布は3月末となり、4月1日から施行されるものと見込まれました。そこで、平塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、市長の専決処分とし、改正の根拠となります地方税法施行令の改正政令の公布に合わせ、3月31日付けで公布、4月1日施行となりました。

なお、国民健康保険税条例の一部改正の専決処分については、5月19日の臨時会で承認されております。

この国民健康保険税の5割軽減と2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準の引き上げにつきましては、平成27年度当初納税通知書や同封のお知らせ文への記載、ホームページ等により市民への周知を図りました。

**資料2**の2ページ目以降は、条例改正の新旧対照表となっております。下線の引かれている部分が改正部分となっております。先ほど説明しました国民健康保険税の軽減判定所得の基準額について、条例を改正したものになります。御覧になっておいてください。

以上で説明を終わらせていただきます。

会 長 : ただ今、事務局から説明がありましたが、御質問、御意見などは、ございませんか。

委 員 : 聞き漏らしてしまったのですが、改正の理由のところ、影響のある世帯数の報告があったのですが、もう一度教えていただけますでしょうか。

事務局 : これは、平成27年度当初予算を組むに当たって推計した数字でありまして、2割世帯から5割世帯になるのは265世帯、新たに2割軽減となる世帯は430世帯ほどとみています。この6月、平成27年度の当初賦課、当初調定を行いました。この度の改正だけについて、当初調定を上げるに当たって計算はしておりませんので、この改正によってどうなったかというところの実際の影響までは、見ることはできていません。  
以上になります。

会 長 : ほかに何かございますか。あと御意見等ありますか。

《特に委員からの質問等なし》

それでは御意見等もないようですので、議題(4)「平塚市国民健康保険税条例の一部改正について(報告)」は、終わらせていただきます。

最後に、議題(5)「その他」について、事務局から何かありましたらお願いします。

事務局 : それでは、本日配付いたしました、**資料3**「改革後の国保の運営のあり方について」を御覧ください。

平成30年度施行の国保改革などを盛り込んだ内閣提出の「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正法」が、去る5月29日公布されました。

本日は、国保改革の柱である財政運営を都道府県化するに当たり、改革後の国保の運営のあり方について、都道府県と市町村の役割分担がどうなるのか、その概要を御説明させていただきます。

まず、**資料3**の上段にあります「改革の方向性」を御覧ください。

1の「運営の在り方」として、一つは、国保保険者は旧法では「市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする」とされていたのに対し、改正法では「都道府県は、当該都道府県内の市町村とともに、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする」とされました。二つ目は、地域医療構想を含む医療計画の策定者である都道府県が国保の財政運営の責



任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など国保運営について中心的な役割を担うこととし、制度の安定化を図ります。三つ目は、標準システムの活用や、都道府県が、都道府県内の統一的な国保の運営方針を策定することなどにより、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進します。

続いて、2以降は都道府県と市町村の主な役割について、載せてあります。

2の「財政運営」につきましては、都道府県は財政運営の責任主体となっています。都道府県が、各市町村の医療費水準、所得水準に応じて、各市町村が負担する国保事業費納付金を決定します。もし、市町村に予期せぬ収納不足が生じた場合は、都道府県に設ける財政安定化基金から貸付・交付を受けることができる仕組みが設けられました。一方、市町村は都道府県に新設する国保特別会計に国保事業費納付金を納めることとなりました。

3の「資格管理」につきましては、都道府県は、都道府県が策定する国保運営方針に基づき、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進します。一方、市町村は資格管理業務について、引き続き担うこととなります。資格の取得・喪失の際の届出、被保険者証の交付は市町村で行います。

4の「保険料の決定」「賦課・徴収」につきましては、都道府県は、都道府県が設定する標準的な算定方式等に基づいて、市町村ごとの標準保険料率を算定し、公表します。一方、市町村は都道府県が示す標準保険料率等を参考に、それぞれの保険料算定方式や予定収納率に基づき、それぞれの保険料率を定め、保険料を賦課・徴収します。

5の「保険給付」につきましては、都道府県は市町村が保険給付に必要な費用は全額、市町村に交付します。また、都道府県は市町村が行った保険給付の点検を行います。一方、市町村は保険給付の決定について、引き続き担うこととなります。また、個々の事情に応じた窓口負担減免なども引き続き担います。

6の「保健事業」につきましては、都道府県は市町村に対し、被保険者の健康づくりがより一層促進されるよう、必要な助言や支援を行います。一方、市町村はレセプトや健診データを使った、被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施していきます。

今、御説明しました改正国保法に基づく新制度や運営の詳細につきましては、今後国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議（国保基盤強化協議会）で検討されることとなります。当該協議会でとりまとめられる内容を注視し、その後公布されることとなる政令、省令に的確に対応してまいります。

これで、議題（3）その他の「改革後の国保の運営のあり方について」を終わりにさせていただきます。

会 長：事務局から説明がありましたが、御質問、御意見などは、ございませんか。

《特に委員からの質問等なし》

ほかに御意見等もないようですので、議題（５）「その他」は、終わらせていただきます。

事務局： すみません。議題ではありませんが、次回は８月２０日の木曜日になります。やはり時間は１４時からになるのですが、場所は勤労会館の２階中会議室、こちらで第２回の運営協議会を開催させていただきたいと考えております。次回は「平成２６年度国民健康保険事業特別会計の決算見込について」を議題としますので、よろしくをお願いします。

会長： 今の事務局の案内、よろしいでしょうか。次回は、８月２０日１４時ということで、御予定の方をよろしくお願いをいたします。

用意された議題は一応終了しました。そのほかに委員の皆様から御意見等があればお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

《特に委員からの発言なし》

そのほかにございませんか。

特に無いようでございますので、これをもちまして閉会といたします。

本日は大変にお忙しい中、ありがとうございました。

以上でこの会議を終わらせていただきます。